共同事業体協定書（例）

　（目的）

第１条　当共同事業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　(１)　明石市発注に係る市有施設包括管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）

　(２)　前号に附帯する業務

　（名称）

第２条　当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

　（成立の時期及び解散の時期）

第３条　当事業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、本業務の委託契約の委託期間終了後３ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　本業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第４条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　　　　　〇〇〇〇株式会社

　　　　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　　　　　〇〇〇〇株式会社

　（代表者の名称）

第５条　当事業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第６条　当事業体の代表者は、本業務の実施に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、応募、契約締結、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の業務）

第７条　各構成員の業務は、次のとおりとする。ただし、各構成員が担当する業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて担当する業務の変更があるものとする。

　　　　　〇〇〇〇株式会社：

　　　　　　　　　担当業務　〇〇〇

　　　　　〇〇〇〇株式会社：

　　　　　　　　　担当業務　〇〇〇

　（運営委員会）

第８条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

　（業務責任者）

第９条　当事業体は、代表構成員の中から、本業務の実施に関する業務責任者を選出し、本業務に係る指揮監督権を一任する。

　（業務担当責任者）

第10条　当事業体の各構成員の代表者は、業務責任者とともに本業務の実施業務に従事する業務担当責任者を指名する。

　（取引金融機関）

第11条　当事業体の取引金融は、〇〇銀行〇〇支店とし、当事業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の個別責任）

第12条　当事業体の構成員がその担当する本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第13条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

　（事業途中における構成員の脱退）

第14条　構成員は、本業務が完了する日までは脱退することができない。

　（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第15条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の担当する業務を実施するものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第16条　当事業体が解散した後においても、本業務につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第17条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　〇〇〇〇株式会社他〇者は、上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠として本書〇通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自１通を保有し、１通を発注者に提出する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇〇　〇〇　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇〇　〇〇　　印